

# 告 示

## 埼玉県告示第千五百十七号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

吉川市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

吉川市きよみ野三丁目、四丁目地内

### 四 作業期間

平成二十八年十月二十一日から平成二十九年三月二十五日まで